

平成19年度第4回石狩市市民参加制度調査審議会

日時：平成20年3月28日（金） 午後18時30分～20時25分

場所：石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者：

役職	氏名	出席	事務局	
会長	石黒 匡人		企画経済部長	佐々木 隆哉
副会長	角田 義寛		協働推進・市民の声を聴く課長	松田 裕
委員	青木 昭子		協働推進・市民の声を聴く課主査	石澤 強
委員	大森 由紀子		協働推進・市民の声を聴く課	田村 奈緒美
委員	沖野 和子			
委員	越智 一			
委員	軒名 孝			
委員	熊谷 美香			
委員	斎藤 美樹子			
委員	長 良幸			
委員	椿 俊夫			
委員	羽田 美智代			
委員	松尾 拓也			
委員	上田 均			

傍聴者：2人

【事務局（松田課長）】

みなさまお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。このたびの審議会は前回の審議会の答申を受けまして市民の声を活かす条例の改正に関しての諮問を前段にさせていただいて、その内容等についてご審議いただき、予定としましては本日答申をいただくような形で進めさせていただきたいと考えております。終了予定時刻は8時半ころと考えております。十分にご審議いただいた後、若干の休憩をいただきまして答申をまとめる事務作業をさせていただければと思っておりますので、ご理解をお願いします。それでは企画経済部長の佐々木より、石黒会長に諮問をさせていただきます。

【事務局（佐々木部長）】

本日、市長、副市長が公務のため出席できないものですから、代わって私のほうから諮問させていただきます。

= 諮 問 =

【石黒会長】

ただいま諮問をいただきました。文章を朗読いただきましたし、みなさんにも事前にお配りした資料の中に入っていたと思います。

経緯は前回の第3回の審議会で答申案を決定させていただきまして、昨年12月27日に市長に答申させていただきました。それを受けた条例等の改正案について、これも条例に基づいてこの審議会で検討することになっております。本日は第4回目の審議会になりますが、今、諮問を受けましてこの審議をしなければならないということになりますので、ただいまから審議に入らせていただきます。

それでははじめに事務局から資料についての説明をお願いします。

【事務局（松田課長）】

先日、この審議会のご案内とあわせまして、諮問書、諮問書の別紙、参考資料として改正後の条例規則の検討案、昨年4月1日現在の本市の公の施設の概要一覧、個別排水処理施設の内容についての資料をお送りしておりますが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますか。

それではご説明をさせていただきますが、始めに資料の訂正がございまして、諮問書の別紙の2ページで個別排水処理施設の考え方のところの上から2行目、設置対象区域ごととなっておりますが、その「ごと」を「内」に訂正をお願いしたいと思います。もう1箇所、3ページの国民健康保険税条例の改正の表題で、改正に伴うの「に」が抜けておりますので追記をお願いします。それから参考資料1の後ろから3枚目の条例の別表にあたる場所ですが、別表の1項に下線が付いておりまして、第4号にあっては改正に限るという表記になっておりますが、その改正の前に「制定又は」を入れていただいて、制定又は改正に限るとしていただきたいと思っております。数が多くて誠に申し訳ございません。訂正させていただきますとお詫び申し上げます。

それでは資料の説明に入らせていただきます。今回の諮問は、昨年12月27日に本審議会よりいただきました市民参加制度の実施状況及び改善方策に関する答申、この内容を踏まえまして市役所内部の検討、調整を経た上で、具体的な条例改正の考え方をお示したものでございます。

今回、新たに市民参加手続の対象に加えようというものがひとつめでございます。ここでは、公の施設の新設と改良と廃止、この3項目を新たに手続の対象として加えようとするものです。これらについては施策の優先順位を的確に見極めて、限られた財源を有効に活用する観点から、その是非について市民参加手続に入れ込むべきという部分があったので、今回入れてまいりました。ただ、施設の性格や実際に市民意見を聴いた反映の余地または事業規模などを考慮して、一定程度の線引きというのは必要であろうということを受けまして、規則の第10条に除外規定として3つの項目を設けさせていただいております。その考え方につきまして説明をいたします前に、別紙の1ページ、条例の考え方の中段以降に書いてありますが、ここで改良という言葉を使っておりますのは、施設の増設や機能の向上を図るという場合で、老朽化などの純粋に機能の維持管理をするための改修については、ここから除外して考えております。また、廃止についてですが、基本的には施設の廃止ということになりますが、例えば施設の改修のためというように理由がはっきりしているものではなくて、長期間休止をしているような場合、これについても廃止に準じた取り扱いをしていこうということで考えております。以下、除外規定の3つの考え方についてご説明申し上げます。

まずひとつめは、市道、普通河川、上水道、下水道又は個別排水処理施設の「新設」又は「改良」をする場合であって、その内容に対する市民一般の関心が高いなどの特別の事情が認められない場合については、この手続から除外して考えても良いのではないかとしております。今申し上げた施設については、いわゆるライフラインに相当するものでございまして、現在の条例の中でも設計の概要の決定というところで、個別排水処理施設を除くほかのものについては除外されております。これらのライフラインは市民生活に不可欠なもので常に一律の市民参加手続を義務付ける必要はないのではないかと

判断のもと、これらについての新設と改良にあたっては除外するとしております。ただ、これらの計画の策定段階と廃止の場合については手続の対象とすることにしております。

ふたつめは、公の施設の新設又は改良であって、当該施設の新設又は改良にかかる事業費が2千万円未満と見込まれる場合、これはひとつの事業規模として除外して考えたいということでございます。新設、改良を手続の対象に含めるということは、これらが税の使途として優先度が高いのか否かを市民に意見を聴いた上で判断するために設けていくということになると思いますが、すべてを対象にするとすると、費用対効果等を含めて煩雑になる部分もありますので、一定の線引きがあって良いのではないかと考えております。この場合の2千万円については、現状、公有財産の購入の際2千万円を超えるものについては重要案件として議会の議決案件になっております。工事等であれば1億5千万円になりますが、そちらにあわせると相当高くなってしまいますので、一定の事業規模を判断する上で公有財産の購入の際の2千万円をひとつの目安として、今回の線引きとして妥当ではないかと判断をさせていただきました。なお、ここで言う事業費とは、施設の新設または改良に直接必要な初期投資額で、単純に工事費だけではなく設計費、工事費、用地取得費、初度調弁費などを含めた総額ということで考えております。調査費や初期投資の内容を検討するために必要な費用や過去に土地を購入して、すでに市が所有している土地に建設するような場合は、当時の用地取得費など過年度の支出は持ち込まないで考えても良いのではないかとしております。また、改良等については、施設の増設や機能の向上という部分と施設の維持補修が複合して行われる場合は、その合計事業費が2千万円を超えるか否かということと考えることとしております。また、その事業が改良なのか修繕なのかの判断が必要になる場合が出てくるかと思いますが、その場合は積算上の割合として、主な目的がそのどちらにあたるのかによって判断してまいりたいと思います。次に説明する案件の問題についても、今の考え方について同様に進めたいと考えております。

3つめは、公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造、機能等の水準を確保することを主な目的とする場合で、何らかの理由によって、現状が違法又は不適格となっているものを適法な状態に是正するための措置については、施設の設置者としての当然の義務であって、市民の意見を聴く余地がそれほど多くないということが考えられますので、こちらについては除外して考えて良いのではないかと考えております。以上3つが、答申を受けまして手続に新たに加えるものの除外としての考え方になります。

次は市民参加手続の対象から除外するものでございます。

ひとつは公の施設の規定を廃止する場合で、今までは利用方法についての規定を廃止することが手続の対象となっておりましたが、今回新たに公の施設自体を廃止するという意思決定に関して市民参加手続を行うこととしておりまして、施設の利用規定の廃止については単なる手続に過ぎないということになって意味がなくなってしまうので、市民参加手続の対象から除外したいと考えております。

もうひとつは個別排水処理施設の設計の概要を決定する場合です。先ほどもお話ししましたが、この施設はライフラインのひとつとして、石狩市では現在、厚田区のエリアにございます。参考資料3に詳しい内容がありますが、し尿や生活雑排水等を処理するための施設として設けられているもので、旧石狩市にはこの施設がありませんでしたので、条例の中に入れておりませんでした。新市になってこのような施設が出てきました。この施設についてもライフラインのひとつとなりますので、施設の設計の概要については対象からはずしても構わないのではないかと考えております。

次は市民参加手続の実施方法を変更するもので、これは答申の制度見直しの3番目に出ているもので

す。法令又は他の条例の規定により実施方法が定められている市民参加手続を行うときは、その方法により行うこととするということで、都市計画や農業振興地域整備計画などが過去にもありましたが、一定のすりあわせをしたうえでの手続というのが、そのものの性格とされている部分もありますが、過去に市民参加手続を行っても意見提出がされていないことも踏まえて答申の中で、これについては他の法令に基づいて実施したとしても、一定の市民参加手続の機会が担保されているので、手続の対象からはずしても良いのではないかと答申をいただいております。これについては、当初、対象から除外するという考え方でございましたが、石狩市の条例ではなくて他の法令等に基づいて手続が担保されていることになっておりますので、市民参加手続の除外ではなく手続方法の変更と考えたほうが良いのではないかと考え方でございます。

4番目の国民健康保険税条例の改正に伴う変更については、この4月に国民健康保険の制度が変わりまして、新たな税率区分に後期高齢者支援金に加えられました。別表の一番下の欄外に国民健康保険税の課税区分についての説明書きがありまして、その部分を、今回の国民健康保険税条例の改正に伴って必要な修正をするという内容でございます。

最後に改正規定の適用範囲でございますが、この条例改正を行うにあたって、改正時点で既に関連予算が成立しているような公の施設の新設や改良については、改めて市民参加手続を行うことを要しないという形にしております。これは現実問題、関係予算が成立している場合、市の方針として決まっておりますので、これから手続を実施して元に戻すことは難しいということと実益がそれほどないのではないかと考えられますので、この部分については改正した内容を適用しないということで考えております。以上、条例等の改正についての考え方について説明させていただきました。よろしくご審議をお願いします。

【石黒会長】

ありがとうございました。細かな技術的なことが多く入っておりまして、よくわからないというところもあるかと思っておりますので、まず、今回諮問を受けているのが大きく5つありまして、最初の3つは私どもの答申を受けた改正ということになっておりますが、あとの2つは、他の制度改正に関わるものとこの情勢の改正に伴った後処理の問題になります。

1番目は特にわかりにくいかと思いますが、内容についてのご質問を最初に出していただきたいと思っております。どういう理由でどういう改正をしようとしているのか、そしてそれが私どもの答申に合っているのかどうかを判断することになりますので、内容の理解をしておいたほうが良いと思っております。確認しておきたい点などはありませんか。

【大森委員】

2ページ目の枠の中の事業費とはということのかこの中にある初度調弁費がどういうものであるかがわからないのでご説明いただきたいのですが。

【事務局（松田課長）】

施設の建設などの際に、建物の工事だけではなくて、内部の備品なども必要になります。それらの購入費等を初度調弁費といいます。

【大森委員】

わかりました。

【羽田委員】

今まで私たちが議論してきたことからこのような除外規定になったと思うのですが、今までに（1）

のような事例はどれくらいあったのでしょうか。件数はわかりますか。除外に値するほどしか件数がなかったということなのか。具体的には一般の関心が高いなどの特別な事情が認められない場合となっていますが、これは要するに関心が高くない場合ということだと思いますが、そういうものはどのように推し量っているのかとっております。

【事務局（松田課長）】

今までの条例の公の施設の設計の概要のところ、その除外規定の中でも示されているものです。平成14年度以降、関心度が高いということで手続を実施したものはありません。

【羽田委員】

先日議会も終わりましたが、市道認定をするときに歩専道（歩行者専用道路）を壊して市道にしたというものがありませんか。あのようなものは一般の関心が高い項目であるように思いますけれども、市道認定などはこれに当てはまるのでしょうか。事例がないとなかなかイメージできないのですが。

【事務局（佐々木部長）】

歩行者専用道路を廃止して車道にするというケースをお話だと思いますが、今回のやり方でいう市のほうとしては町内会の中で調整がついたところについて歩専道を車道にしておりますが、それに対して地域から賛否両論が非常に強く出されているというような事情があるのであれば市民一般の関心が高いということで、町内会だけに任せないで、市のほうとしても市民参加手続をしながら、その道路を車道にするのが良いのか悪いのかを判断していくことになると思います。今回は議会の中で質問なども出されましたけれども、市のほうには取り立てて強い反対意見などは届いておりませんでしたから、今回は町内会で調整をしていただいたものなのだろうということによってやっております。もし、今回と同じようなスタイルだったとすれば、市民の関心が高いというようなことには当たらないのではないかと思います。

【羽田委員】

それは見解の相違としか言いようがありませんね。今、それを議論するつもりはまったくありませんけれども、そうすると一般の関心が高いと認められないような場合というのをどのように推し量るのがわからないのです。文字で言えば簡単なことのように思いますが、こういう書き方で良いのかという疑問はあります。

【石黒会長】

確かに市民一般の関心が高いなどの特別な事情が認められない場合というのはどういう場合をいうのか、基準はどこかと言われると、必ずしも明確ではない部分があるかと思いますが、今の条例がどうなっていて、それをどのように改正するのかを確認しておいたほうが良いと思います。

事前にお配りしている参考資料1の後ろから3ページ目の第10条の1項に下線を引いている部分がありますね。個別排水処理施設は先ほど説明がありましたけれども、新設、改良またはというこの新設、改良という部分が新しく入れたわけです。前はこの下線部がない状態ということですね。そうすると従来は市道や普通河川といったものについて、市民一般の関心が高いなどの特別な事情が認められない場合は除外するとなっていて、そこは変わっているわけではないのです。今までなかった新設、改良についても対象にするというように広げたという改正をしたのです。それに伴って従来からあった基準が、残っているのでそこはどうなのかという疑問は当然出てくるとは思います。

【羽田委員】

花川北団地はわざわざ歩専道を新設の道路にしたということがあったものですから、こういうことは

市民参加手続なしで通るのかなと思って、私は近い町内にたまたま住んでいたものですから、非常に関心を持ってそこを見ておりましたので、具体的にそういうものに当てはまるのかと思ったわけです。ここでは道路云々ということではありませんから、ただそういうことをすることによって、行政が町内会の合意を取ったと言ってどんどん行われていくと、もしかしたらやってしまった後から市民のくすぶりも出てくる可能性があるのではないかと思うのです。ですから市民参加制度調査審議会の委員をやりながらあとから市民参加手続をやっていなかったのではないかとと言われると、私は責任負えないと思っていたのです。関心が高くなるように市民が騒げば良いのかもしれないと思っているのですが。

【事務局（佐々木部長）】

自分の家の前の道路がどのようになるのかということは、常にその付近住民には関心事だと思います。それで10条の2項についてはすでに入っている項目なのですが、市民参加手続を行うか否かに関わらず公共施設の周辺住民の生活に支障を与えないような説明と配慮をなさいということはどうもありませんので、通常のパターンで言えばこれで何とかできるのではないかと考えております。そもそも当初このような特に市民の関心が高い場合以外は市民参加手続をしなくてもよいというようにしたかと言いますと、例えば道路で考えてみると、今、市が作っている道路はたいした道路ではないのです。まったく道路のないところに新しく道路を通すという事業はほとんどやっていないという実態があります。ただ、北海道や他の自治体で作っている道路ですと、例えば自然保護や環境保全の関係で良いのか悪いのかということがかなり論争になっている場合があるということ把握しておりましたので、もしもそのようなことが起きるような場合であれば、これは絶対に市民の意見を聴かなければならないのであろうと思いますが、現実にも、市が作っている道路は市民意見を聴いたとしても、周辺の方は何か言ってくるかもしれませんが、それ以外で意見が出てくるような可能性はほとんどないのではないかと考えたことで、このような規定をおきました。その周辺の方々の生活への配慮ということについては、2項のところでも市役所のほうに配慮する義務を設けて整理をしたところです。

【羽田委員】

それはわかりますが、私たちはこのような条例を変える場合に、実際的なイメージを抱えながらやらないとできないと思います。今、たいした道路を作っていないと言われましたけれども、市民ははっきり言ってたいした道路ではないところに住んでいるのです。歩専道を車道にしたというのは、要するに通り返しやすいようにしたということなのでしょうけれども、それはたいした金額ではないのでしょうか。2千万円なんていかないような案件です。そういうものこそ市民に近い感覚のものを持ち得ているのではないかと危惧するわけです。町内会の意見の取り方やまとめ方には相当な差があると思います。例えば私のいる町内会で言えば、アンケートを細かくとって、1件1件厳しく書いていましたから、相当細かくやっていましたね。ですから町内会によって相当差があるように思いますから、通り一遍でやるのが良いのかという不安はどうしてもつきまとうわけです。金額だけで判断できないということもありましたので、十分に考慮してやらないと市民の意見がなくなってしまうはずだと思います。それを市に対してわかってもらいたいと思います。私は金額の大きい小さいではないと感じています。

【大森委員】

私は歩専道が車道になるということは公になるまで知らなかったです。アンケートが取られていることも知らなかったです。ただ、それは地域に住む方たちだけの問題ではなくて、歩専道が車道に変わるということは、まちづくりのビジョンが変わっていくのではないかと思うのです。そのあたりを考えると、周辺住民だけではなくて石狩市民全体の問題に関わることだったのでないかと思っています。そうす

ると関心が高いなどの特別な事情を認められるかという基準が実にあいまいというか、私が考えていることとはとてもギャップがあるのではないかと思います。車が通り抜けられない場所だからこそ、そこに居住を求めたということもありますし、お年寄りや子どもたちが安心して歩けるまちづくりという概念で花川北団地はきていたと思いますので、それを車道に変えることでビジョンが本当に大きく変わってしまうとは思わなかったのだらうかと思えます。ですから特別な事情というものの判断がどのようにされるのかということが、今回のことを考えてもとても危惧されます。

【石黒会長】

先ほどの説明を確認させていただきたいのですが、今回の改正がなければ、そもそも入らないということになってしまうわけですね。改正をした場合、一般の関心が高いなどの特別な事情が認められない場合はやはり対象から外れるということになるので、今、羽田委員が上げられた例はやはり外れるのではないかというお話でしたね。でも、お二方は関心が高い事情があるものではないかという感じを受けているので、そうするとこの条項の基準がはっきりしないと、必要なものが落ちてしまうのではないかということですね。ただ、これは今回の改正の部分ではなくて、従来からの規定に不十分な部分があるのではないかという話になるわけですが、内容の確認を先に進めたいと思いますので、今の部分についてわからないという方はいらっしゃいませんか。はっきりしない部分が残ってしまうということもあるかもしれませんが、元々の条例を作る段階で、手続を取らなければならないとはなっていないいろいろなものについて、市民参加手続を取るようにしましょうというものを新たに作ったのですが、その中でまだ十分ではないのではないかというところだと思います。せっかく改正したのに、肝心なところをはずしてしまっただのではないかということかもしれませんけれども、全部を対象にするとはっきりするわけですが、そうすると誰も必要と思っていないことも全部対象にしなければならなくなりますから、非常に手間とお金もかかることになりそうですね。そうすると一定のものを手続から除外していかなければならないのではないかと、外し方としてどう規定したら良いのかということで、この規定の主旨自体がだめだということではなくて、関心の高さを問題にするときに、この条例は外れる度合いが高くなりすぎるのではないかとということでしょうか。全部を対象にしたほうが良いというお考えでしょうか。

【羽田委員】

答申の中にも書いてありますが、関心の高低を市役所だけで判断するのではなく何らかの客観的な基準を設けるべきとなっているところが頭から離れないのです。

【石黒会長】

それは確かにわかります。ただ、全部ではなく線引きも必要だということがこの審議会の合意として答申には入っていたわけですね。

【羽田委員】

全部が悪いと言っているわけではないのです。でも、ひとつひとつをイメージしていったときに本当に救えるのか、救わなければならないときに救えるのかということがあるものですから、この軸をどのように直していけば良いのかと逆に聞かれたら、どういう言葉が適当なのかと非常に困る部分もあります。この改正案全部を反対しているわけではありませんが、私は今日で委員を終わりますから心残りになってしまいますし。

【事務局（佐々木部長）】

この市民参加制度というのは、これまで日本全国どこにもなかった制度を、石狩市がはじめて取り組んだものでして、その中で、全部を市民参加手続の対象にはできないであろうというのは、だいたいみ

なさんの共通認識だと思います。そこでどの辺りで線引きするかは実は今は手探りの状態です。手探りの中のひとつの基準として、今ここで市民の関心が特に高いのかどうかをひとつの判断基準にしているのですが、それがあいまいだというのは確かに運用している我々も良くわかっています。ただ、そのところをそれ以外の何か別の線が引けるかという残念ながら、今の市役所のこれまでの経験と現在の知識では線の引きようがないというのは事実です。それを補うのが、この市民参加制度調査審議会です。毎年、市民参加手続をやったものとやらなかったものについて出しておりますので、そこで委員のみなさんにご検討をいただいて、これはむしろやったほうが良かったのではないかとといったようなことがあれば、それと類似のものについては、その後は市民参加手続をするようになるということになりますので、条例規則の条文と、この審議会のふたつがうまく機能することによって、この制度を良くしていこうという考え方でやっておりますので、これについては手続をしたほうが良かったのではないかといいものがあれば、それはこの審議会の中で話題にしていただきたいと思ひますし、審議会の委員ではない方がそのように思っただけであれば、それは審議会事務局のほうにご連絡をいただければ、次回の審議会に議題として提案していくという形の中で動いています。

【石黒会長】

今回、答申を受けてこのような改正をしたいということで諮問を受けていますけれども、それに対する答申の中で、改正自体は答申の内容に合っているものであるとしたときに、従来からある規定の中で、この部分については慎重にというようなことをつけることもあり得ますか。

【事務局（佐々木部長）】

この審議会は自発的な意見をつけることになっていきますので、それはできます。

【石黒会長】

今あったように、先ほどから問題になっているのは、次年度の審議会です。手続の内容について良かったかどうかについては、各年度の実施状況について検討していくことになりませんが、これは規定上は違反ではないけれども、手続を取らなければならないものではないかということが出れば、それを受けて実施基準などを見直していくことはあるということ、先ほど説明して下さったわけですね。条例規則とこの審議会です。実施状況を検討していく中で、場合によっては今回のように規則の改正ということもあり得るといふことです。ただ、今のところは積み重ねがないと外す明確な基準を作れない状況なので、この条項にあるような基準を設けているということですね。みなさんも全部を対象にする必要はないということでは一致しているけれども、お二方は、今ある基準では少し不明確な部分があつて、市民の関心が高いものも、実際には外れてしまうことになっているのではないかと、これは適切ではないのではないかといいご意見でしょうか。

【越智委員】

対象が市民全部なのか、その地域だけの問題なのかが大きく分かれるところではないかと思ひます。全市対象にして大きく話題にする事案だったら、きちんとしなければならぬけれども、地域ごとでみんなが納得しているのであれば、私はそれで良いと思ひます。私の地域で具体的なことを言うと、親船出張所やプールの廃止といつても、どうぞ廃止してくださいというようなスタイルで、難しく考えていないだけかもしれませんが、そんなに問題になったといふことは聞いていないですね。今、歩道を車道にしたと言っているところが我々はどこの話なのかわかりませんしね。

【石黒会長】

付近の人には高い関心があるかもしれないけれども、全市的な問題ではないということですね。

【大森委員】

先ほども言いましたが、地域の道路であれば近くに住んでいる人たちだけの問題ではありませんよね。ただ、その場所が地域の意見を聴いて変わったとすると、また違う場所も変わる可能性がありますよね。そうすることによって、まちづくり全体が変わっていくと捉えたのです。それであれば地域住民だけではなく、市全体の問題になるだろうと判断したのです。それをどのように考えて、一般の関心が高い低いというのが私はとても疑問です。確かにひとつずつを見れば地域住民にしかわからないことだし、利便性もあまり関係ないかもしれませんが、まちづくり全体のこととして捉えられるのではないだろうか考えたときにどうなのかと思います。

【羽田委員】

花川北団地は通り抜けのできない道がたくさんあります。花川南はまっすぐ通り抜けられることが常識となっておりますけれども、花川北団地は通り抜けのできないイメージを持ったまちづくりということで、当初買った人たちはそういうところを良しとして買っています。確かに冬は柵をはずしてまっすぐ除雪できるようにしていますけれども、夏になるとまた通り抜けができないようになります。今回はそこを冬のように通れるようにしたということです。いったい道というのは車道を、車だけを優先して良いのかということがあって、車が通り抜けられないところでも、歩く人たちにとっては十分な道ですので、そういう道があっても良いのではないかという議論。先ほど大森委員が言ったように、高齢化社会にとってみれば車社会だけが優先されるかどうかというのは、これからは疑問符がつくところがたくさんあると思います。そういう意味ではまちづくりにも影響があるのではないかと、花川南にはスピードを落とさないで走れるような道路もたくさんありますし、わざわざこぼこにするようなまちも出てきているわけですから、道路はまちづくりに大いに影響があるのではないかという観点から私たちは言っています。

【越智委員】

花川北団地のことだったのですか。あそこは泥棒よけのまちと言われているくらい、犯罪者が逃げられないつくりのまちというのが売りでしたね。確かに今は除雪のときに困っているということが話題にあって興味は持っていました。おそらく賛否両論出てくると思いますよ。

【椿委員】

私も花川北に住んでおまして、私の町内でも歩専道が5箇所あります。この際に車が通れるようにしたいということであれば改造してあげますという話が市からありまして、内部でいろいろと議論しましたが、圧倒的にこのままでよろしいということになりまして、市のほうにはそのように返事をしてあります。やはり地形の問題や流通する車の動きなどいろいろな事情があって、これは車を通してもらうのが一番良いというところもあるかもしれませんが、やはり地域によっていささか事情が違っているのかもしれません、私の町内では必要ないということになっております。

【石黒会長】

個別事例が一般性のある問題なので、そういうことは個別事案の検討の中でまた出てくると思いますね。今期の委員の中で次期も委員になれる方もいらっしゃると思いますが、次期の審議会で実施状況のところ審議されるかと思しますので、そういう中で、さらにはそれを受けて規定の改正という我々のしたような見直しの答申ということで動いていくことはあると思います。今回の改正について、せっかくやるならそこも何とかしようということもあり得るかもしれませんが、先ほど羽田委員もおっしゃっていたように、そうであればどのように修正するのかと聞かれるとすぐに適切な文言が出てこない

ということで、おそらく他の委員の方も同じだと思いますけれども、今回の諮問に対する答申に際して、この市民一般の関心が高いなどの特別の事情が認められない場合は外れるとなっている部分について、何か意見を出すかどうかですね。

【松尾委員】

今の話は基本的にはそこのエリアの問題だと思います。先ほど椿委員がおっしゃったようにエリアによっては必要ないと判断したところもあるということなので、仮にそこのエリアで何か問題が出ているというのは、そこのエリアの意見の吸い上げ方に問題があるということだと思いますので、全市的に意見を聴くよりは、エリアごとの意見の吸い上げ方などの制度を必要があればあげていくという方向性のほうが、より建設的なのかという気はします。

【石黒会長】

実施する担当部局、あるいは市のほうで、市民の関心が高いのに高くないであろうと、判断を誤って市民参加手続をやらないということはある得ると思います。逆にそのようなことがないようにするための規定改正はすぐには浮かばない感じがします。

【軒名委員】

何らかの形で線引きをしなければならないということは一致していると思います。ただ、このような表現であれば幅があってどうにでもできるのではないかという心配があるのだと思います。私もどのような表現をしたら、その歯止めをかけられるのかということは、みなさんと同じですぐに浮かんでこないのですが、その下のほうで金額的には線を引いているし、行政のほうで我々の考え方を汲んで、うまい表現をしてもらえないものかと。

【事務局（佐々木部長）】

繰り返しになってしまいますけれども、今、我々のほうでは仮に別の表現で、例えば市民の関心が特に高いという表現を入れたとしても、実際の運用で何かが変わるかといえば、たぶんなかなか変わらないです。ですから、我々のほうとしても規則の表現だけがかっちり線を引くことは今の段階では難しいので、この審議会で実施状況を後から見ていただいて、これは手続を行ったほうが良かったのではないかなというご意見をいただきながら、その積み重ねでこの制度自体の精密性をあげていきたいと思っています。事務局側としてはその辺りをご理解いただきたいのです。

【石黒会長】

次期の委員になられる方もいらっしゃると思いますので、実施状況の検討の中と次期には見直しの諮問があるかどうかわかりませんが、見直しをするかどうかということも議論していただくということで、今の議論は議事録には残りますので、それ以上、答申の中では難しいかと思うのですがいかがでしょうか。

【椿委員】

一般的に特別な事情というのと、この程度の抽象的な表現になってしまいますね。さらに施行細則というものが別個にできれば詳細も載せられると思いますけれども、規則あたりではこの程度の表現になってしまうのではないかと思います。ですからあとは事例の集積しかないのではないのでしょうか。もう少し様子を見ながら事例を集積していく中で、自ずと方向が固まってくると思います。

【石黒会長】

今期でしたでしょうか。ミスも過去にいろいろ出ていたので、運用基準を見直したのか、マニュアルのようなものを作りましたよね。どういうレベルのことが市民一般の関心が高い特別な事情と考えたら

良いのかということの積み重ねと、いろいろな事例から考えて基準を作っていくということで、だんだん市民のニーズにより合うものに制度が充実していくのではないかと思います。実際にそういうことで改善されていっているわけですね。今の市民一般の関心が高いなどの特別な事情が認められない場合という部分については、直接答申には触れられないということでご理解いただけますでしょうか。

それから、今回、線引きのひとつとしてあげられた(2)の2千万円のところで、この金額は実際の基準を参考にして出しているということですが、これも2千万円までいかなくても重要なものがあるかもしれないのですが、だとすればどこできればよいのかということになりますね。

【松尾委員】

確認したいのですが、新設、改良を対象とするのは当該施設の新設、改良が税の使途として優先度が高いかどうかを判断するためという主旨でよろしいのでしょうか。お金を使うときにそれが良いかどうかを聴くのだと思いますけれど、市民の意見を聴くときにこれだけで良いのかということが気になります。例えば、何かを新設したり改良したりするときに、政策の精度を上げるというか、ものを作るのであれば利用者が使いやすい視点を入れるとか、そういうものは必要ないとか、そういう意見を聴くことも重要な観点かと思ったので、金勘定のことだけを言うのが良いのかどうか気になっています。

【事務局(佐々木部長)】

昨年末にいただいた答申の中で、公共施設の新増設を入れる必要があるとしている理由としては、財政状況が厳しくて、今後は人口減少も予想されている中で公共施設の新増設については、将来にわたっての維持費用の負担や利用者確保の見込みなどを吟味した上で判断することが求められるというのがひとつです。もうひとつは、現在、総合計画を作るときに公共施設の新増設予定が入っていたので、その時点で市民参加手続をするから良いのではないのかという考え方もあったけれども、今は将来の財政見込みが不透明で総合計画の担保性が低くなっている。また、総合計画では膨大な事業が列挙されている半面で個別事業が固まっていないということで、計画の時点で是非を市民が考えるのは難しいという、このふたつが主な理由でした。

ここで総合計画の話を持ち出さなくても良いのかと思って、このようにしたのですが、先ほど松尾委員がおっしゃった、例えばより市民が使いやすい施設にするためにはどうしたらよいのかという判断については、作ることが決まった後に設計の概要を決めるときには別途また市民参加手続の対象となりますので、そちらのほうで考えていけば良いのではないかと思います。これはあくまでも作るか作らないかという段階での市民参加手続ですから、判断の基準に一番なるのは、お金の使い道として良いのかというあたりではないのかと考えました。

【松尾委員】

わかりました。

【石黒会長】

この2千万円には一応よりどころとなる基準もありますし、また問題があれば、将来、改正を提言することもできますし、まずは対象を広げたときに除外する線引きとしては、こういう基準でよろしいでしょうか。

【軒名委員】

この資料2の公共施設の一覧の中にカルチャーセンターが載っていないのですが、あれは公共施設にははまらないのでしょうか。市内に、今から4～5年前に、6千数百万円かけて作ったカルチャーセンターが紅葉山、紅南、若葉と3つあるはずですが。カルチャーセンターの改良や使用について、いろいろ

な意見がたまたま出てきているのですが、この一覧の中に入っていないので、カルチャーセンターは市民参加手続の対象となる施設ではないのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

カルチャーセンターは、学校という公の施設の一部をその施設の本来の目的を阻害しない範囲で別な目的に使うという位置づけになっています。ですから、公の施設であれば条例が必ず必要なのですが、カルチャーセンターには条例がありません。あれは教育委員会の判断で、学校を他の目的に使うという位置づけになっています。

【石黒会長】

ということは、今あったカルチャーセンターを改良するということは、結局は学校施設を改良するということになるのですか。

【軒名委員】

紅南カルチャーセンターは専用の玄関を新しく作ったので、体育館の玄関とふたつ並んでいます。そしてトイレも新しく作りました。お金の無いときにどうして玄関やトイレをふたつ作らなければならないのかと思っておりましたが、カルチャーセンターオープンの際の市長のごあいさつの中で、カルチャーセンターは学校の一部ではないので、まったく切り離して考えてもらいたいとお話しされていたと思います。

【事務局（佐々木部長）】

内輪の話で申し訳ありませんが、その説明の主旨はおそらく、学校施設は学校長が管理しなければならないのですが、カルチャーセンター部分は学校長は管理しませんから、学校施設とは別のものだという言い方をしたのだと思います。ただ、カルチャーセンターは学校長よりさらに上の、教育委員会が管理する施設で、学校という公の施設を教育委員会の判断で一部を別の目的で使っているということです。そのときの説明の主旨はたぶんそういうことだったと思いますが、法的な位置づけは、今、説明したとおりです。

【軒名委員】

私どもの文化協会には1600名ほどの会員がいて、改良や使用についていろいろな意見が出ています。カルチャーセンターはあれだけの施設なのに、公の施設に該当しないのだろうかと思いますね。

【事務局（佐々木部長）】

公の施設かどうかというところで線を引いてしまうと、結論としてはカルチャーセンターは公の施設ではありませんからということになってしまいますが、現実的に公の施設的な使われ方をしているということはおっしゃるとおりだと思います。だとすれば、そこをどのように埋めていけば良いのかを考えていけば良いと思います。今は公の施設ということで線を引いていますけれども、カルチャーセンターのように公の施設ではないけれども公の施設的な使われ方をしているものをどうすべきかを、この審議会の中でご議論いただければ良いのかと思います。

【石黒会長】

公の施設の新設や廃止についても対象にすべきであるということだったのでこのようになっていますが、今の話で、公の施設ではないところでも高額な市のお金を使って作るようなものがあるということがわかりました。そしてそういうものが手続の対象に載らないのはまずいのではないかとことはありますね。

【軒名委員】

カルチャーセンターは使用料がかかりますから、それは市に入っていますしね。

【石黒会長】

それについてはここで議論して結論を出すことは無理ですが、重要なことが指摘されたと思いますので、次期にも委員になられる方がいらっしゃると思いますので、なられる方はその辺も取り上げて議論していただければと思います。

【羽田委員】

非常に大事な提案だったと私も思います。条例がないということですが、それでも税金を使ったのですからね。

【軒名委員】

税金も使っているし、今は収入もあります。

【羽田委員】

公という考え方で、石狩市の公はこうであると位置づけたら良いのではないのでしょうか。役所的な公ではなくて、市民参加手続上の公の施設としてやらないと非常に変ですね。

【石黒会長】

素朴な考え方として、それは公の施設と同じではないのかというのは当然ですね。法令上、公の施設はどういうものであるかは決まっていますから、今回からは外れてしまうことになっていますが、性質的にはこの市民参加手続の対象にするかどうかという判断においてはなんら違いはないのではないかという感じを持たれる方のほうが多いかと思います。

カルチャーセンターがどういうものであるかをきちんと確認して、もしかしたらどこかで手続を取るようなことになっているかもしれないですよ。

【事務局（佐々木部長）】

市民の関心が高いとか市民生活に大きな影響があるなどによりというところで拾っていくということはありません。

【石黒会長】

参考資料1の後ろから3枚目、条例の別表の一番下ですね。

しかし、ここでしか拾えないのではないかと。逆に、最後のところでいろいろ列記されていないもので重要なものは手続を取るよという事で入れている規定なのでしょうね。

非常に重要なご指摘をいただいたと思いますけれども、議事録と次期の委員に続いてなられる方で念頭に置いていただければと思います。

【松尾委員】

今回、軒名委員のご指摘でわかったわけですが、他にもいろいろあるのではないかという気がしますので、今回の答申では触れていかないと思いますけれども、今後の課題として別表の7番に該当するようなものがどれくらいあるのかを調査することも重要ではないかという気はします。

こういう表に載ってこない、制度の枠の中に入ってこない、制度がありながら枠外で、利用者の声がなかなか届かない状況が生まれてしまいがちだと思います。

【石黒会長】

いろいろな経験や活動をされている方がいるこういう審議会の中で、盲点になっているところや気づかなかったものが出てきて改善されていくと思います。

(3)についてはこれでよろしいでしょうか。これは法令の基準に満たしていないので、それを満た

すように改善するような場合は、やらなければならないことをやるということなので、そのときはいちいち手続をしなくても良いだろうということです。

ひとまずこれで、改正の1番目については終わらせていただいて、次は2番目の手続から除外するというところで、公の施設の規定を廃止する場合というのは、その施設を廃止するという段階で市民参加手続を行うので、それを受けて廃止を決めたのに、さらに規定の廃止についてまた手続する必要はないだろうということですが、それはよろしいでしょうか。

次は、合併前の石狩市には無かった施設なので規定にも無かったわけですが、合併したあと石狩市にも個別排水処理施設が存在するようになって、上下水道、その他のライフラインに並ぶようなものなのでここに規定するというにすることをするという内容ですが、これについて何かご意見はありませんか。

ないようでしたら、とりあえず先に進んでいきますが、3番目は市民参加手続の実施方法を変更するものです。これも答申した、都市計画など例をあげて議論したと思えますけれども、法令で規定されている手続と石狩市の条例とは、ずれがあったりするので、法令で決まっている場合はそれによって手続を取るということで良いのではないかとということに変えるということですが、こちらはいかがでしょうか。答申を出すときに議論した内容のことですからよろしいですね。

続いて4番目。これは答申の内容とは関係ないのですが、後期高齢者医療という新しい制度が作られて変更するということですね。

【越智委員】

これは後期高齢者支援金というのですか。

【事務局（松田課長）】

これは制度のことを言っているのではなくて、国民健康保険税の課税区分というのがあって、この中に後期高齢者支援金区分が新たに追加されることになります。それに伴って、条例の中にも入るようになるということです。

【石黒会長】

具体的には、条例の別表の枠外の備考のところの下線がついている部分が加わるということですね。

それでは5番目、改正規定の適用範囲です。これを受けて条例改正を実施する場合でも、すでに関連予算が成立しているものについては、公の施設については市民参加手続の対象としないということです。すでに決定されているものは対象から外すということですね。

もう一度、1番から5番まででご質問や確認されたい点、ご意見はありませんか。

それでは、先ほど何点かご指摘がありましたが、今回は一応答申の内容に沿った改正とその他必要な改正になっていると判断してよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

それでは、そういう内容で答申をさせていただくということで、答申文を作成する時間を少し取らせていただきたいと思いますので、その間、暫時休憩とさせていただきたいと思います。

【事務局（佐々木部長）】

先ほど出ましたカルチャーセンターの件や、この次の審議会への申し送り事項などの取り扱いをどういたしましょうか。

【石黒会長】

以前はありましたか。次期に構成される方々に、出て行く人間が何かお荷物を置いていくような感じもしますので、従来の議論はどうであったかについては参考にされるとと思いますから、このようなこと

が議論されたということは伝わるようにしたほうが良いのではないかと思いますけれども、それを答申の中に入れることは重くなりすぎないかと思います。

【事務局（佐々木部長）】

市役所側に対して宿題を出して終わるということはあると思いますが、次の審議会に対して宿題を出しているというパターンはこれまでにはないようです。

【石黒会長】

そういう意味では、先ほどみなさんがおっしゃられた点とか、基準の運用幅があるような部分の注意などは、市側に付け加えることは良いかと思います。それをこの答申に載せるということですか。それとも別途何か出すということですか。

【事務局（佐々木部長）】

ボリュームにもよりますが、今回の審議会で出た議論を踏まえて、次期以降の審議会を事務局としてきちんとやってくださいというような表現であれば1枚の中に付け加える形で書いていただいてもかまわないと思います。

【石黒会長】

次の審議会でどのように取り扱うかは、そこで考えていくことでしょうか。市あてにこのような議論があったことを伝えてもらうような内容を加えるということですね。文案は後ほど検討いたしますが、先ほどの基準のところと、公の施設に重要なものが外れているのではないかとこのところですね。

【大森委員】

今の時点でそれを議論できないということですが、公の施設に準ずる施設というように「準ずる」という言葉を入れたらどうかと思ったのですけれども、その議論はここではできないのでその言葉を入れることはできないということですか。

【松尾委員】

その言葉を入れるとしたら、準ずるというのはどこからどこまでになるのかをはっきりしないといけないですね。

【石黒会長】

いただかなければいけないという考えが出たということを伝わるように付け加えるということとどまると。それでは15分ほど休憩とさせていただきます、その間に答申案を作成します。

= 休 憩 =

【石黒会長】

それでは再開します。

今、お手元に私と事務局とで相談して作成した答申案が配られていますが、最後の2行が先ほど話が出た内容で、その上は表現が決まっている形です。上の部分も含めて、特に下の2行の部分ですが、このような表現でいかがでしょうかということでお諮りします。みなさんよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【石黒会長】

それでは、これで答申内容を決定させていただきます。

では、市長代理の佐々木部長に答申書をお渡しします。

= 答 申 =

【事務局（佐々木部長）】

ありがとうございました。

【石黒会長】

ただいま答申いたしましたので、これで第4回の審議会で予定していた内容は終了になります。

本日が、今期、最後の審議会となります。そして、私もそうですが2期目のメンバーはもう入れませんのでこれで終了となります。1期目の方も、次期入るかどうかはまだ決まっていないですね。1期で終わられる方もいらっしゃると思いますが、私から最後に一言あいさつをさせていただきます。

みなさん2年間、お忙しい中お集まりいただきまして活発な議論をいただき、また進行にご協力をいただきまして、本日答申も渡すことができ、なんとか会長の仕事を無事全うできたかなと思っております。みなさんに本当に感謝いたしております。また、いろいろな経験や活動をされている方のお話をお聞きすることができて、非常に有意義な時間を過ごさせていただいたとその点も感謝したいと思います。2年間本当にどうもありがとうございました。

それではこれで平成19年度第4回審議회를終了します。

平成20年 4月24日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 石黒 匡 人